

仕様書

1 業務名

令和7年度シンガポール少年少女交流事業派遣旅行業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年8月31日(日)まで

3 業務概要

以下の旅行の企画及び航空券等の手配を行う。

(1) シンガポール派遣

ア 行程

令和7年7月31日(木)～8月14日(木)

月日	行程
7/31	札幌市役所発 ⇒ 新千歳空港 ⇒ 国内空港経由* ⇒ シンガポールチャンギ国際空港
8/1～8/12	<シンガポール滞在(ホームステイ)>
8/13～14	シンガポールチャンギ国際空港 ⇒ (機中泊) ⇒ 国内空港経由* ⇒ 新千歳空港 ⇒ 札幌市役所着

※ 乗り継ぎは1回以内。

イ 人数

16名(内訳: 中学2年生14名、大人2名)

4 業務内容

(1) 旅行の企画・調整	(4) 社員等の派遣
(2) 航空券の手配	(5) その他
(3) 貸切バスの手配	

(1) 旅行の企画・調整

- ・委託者・受託者協議の上、旅程表を作成すること。
- ・作成にあたっては、効率的かつ移動による負担軽減等に十分配慮し、実行性のあるものとする。
- ・手配の進捗状況等について都度報告すること。

(2) 航空券の手配

ア シンガポール派遣

<往路>

- ・ 16名（中学2年生14名、大人2名）
- ・ 7月31日（木）に新千歳空港を出発し、同日の18時頃までにシンガポールチャンギ国際空港に到着すること。
- ・ 乗り継ぎが必要な場合は国内空港かつ1回までとすること。

<復路>

- ・ 16名（中学2年生14名、大人2名）
- ・ 8月13日（水）の夜、シンガポールチャンギ国際空港を出発（機中泊とする）。翌14日（木）の夕方までに新千歳空港に到着すること。
- ・ 乗り継ぎが必要な場合は国内空港かつ1回までとすること。

イ 航空券手配に係る特記事項（共通）

- ・ エコノミークラスの座席で、団体がまとまって座ることができる席を確保すること。
- ・ 航空券代金の他、燃油特別付加運賃、空港施設使用料、航空保険料、空港諸税、観光旅客税等を含むこと。
- ・ LCC（格安航空会社）の利用は不可。
- ・ 渡航ルートは安全であること。
- ・ 乗り継ぎ時等には、十分な時間を確保しつつも、時間の損失は可能な限り避けるよう配慮すること。
- ・ 荷物の移動は最小限になるよう配慮すること。
- ・ 天候、事故、オーバーブッキング、飛行機の遅延等により予定している飛行機に搭乗出来なかった場合は、その後の行程の調整を行うとともに、移動手段等（空路、陸路を問わず）の手配を行うこと。

(3) 貸切バスの手配

ア シンガポール派遣

【出発日】 7月31日（木）：札幌市役所 → 新千歳空港

【帰国日】 8月14日（木）：新千歳空港 → 札幌市役所

イ その他特記事項

- ・ 高速道路利用料金、駐車料金、呼び出し料等の必要な経費を含むこと。
- ・ 人数分の大型スーツケースと手荷物1個程度を収納できるトランクルームを備えたバスとすること。
- ・ 添乗員、ガイドは不要。

- (4) 社員等の派遣
新千歳空港において、搭乗手続きの補助、集合場所の案内を行うこと。
- (5) その他
 - ・出発前に札幌市内で開催する保護者説明会への参加及び旅程の説明や質疑応答等に対応すること。
 - ・電子入国カード（SG Arrival Card）の登録方法の案内。
 - ・その他付随する業務。

5 提出物

業務終了後、完了届（所定様式）及び業務報告書を提出すること。

6 個人情報の保護について

- ア 受託者は、業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市の関係条例等を遵守すること。
- イ 札幌市から個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは、速やかに応じること。

7 環境への配慮について

別紙 2 のとおり、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 その他

- (1) 業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は委託者の指示を受けること。
- (2) 参加者数の変更により、人数に変更が生じる場合がある。人数の変更により、契約金額に変更がある場合は、改定契約を締結することとする。
- (3) 天候、事故、オーバースタッキング、飛行機の遅延等により予定している飛行機に搭乗出来なかった場合は、その後の行程の調整を行うとともに、移動手段等（空路、陸路を問わず、必要に応じ宿泊施設の手配を含む）の手配を行うこと。
これに伴い、大幅に費用が変更となる場合は、別途委託者と受託者で協議を行うこととする。
- (4) 契約後、燃油特別付加運賃に大幅な改定があった場合には、委託者・受託者が協議のうえ、別途改定契約を行うものとする。
- (5) 受託者は関係法令を順守し、誠実に業務の遂行に当たること。なお、関係法令に定められた諸手続が必要な場合は、速やかに委託者と協議し、手続を行うこと。

- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議のうえ、定めることとする。

9 問い合わせ先

札幌市子ども未来局子ども育成部

子どもの権利推進課子ども活動係

担当：野上、村松 TEL：011-211-2942 FAX：011-211-2971